

三芳町

事業系一般廃棄物

ハンドブック

事業者の皆さんへ

三芳町では、令和5年3月に令和13年度までに「事業系ごみ排出量を20%（令和3年度排出量比較）削減」し、2,943トン／年にすることを目標とした「三芳町一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

この新たな目標を達成するためには、ごみ減量の実践者である住民・事業者・町と協働して、各種ごみ減量施策の推進を図ることが重要となります。

このハンドブックは、特に事業者の皆さんが出されるごみに関してより理解を深めていただき、ごみの減量化、適正処理とリサイクルの推進を図ることを目的として「事業系一般廃棄物ハンドブック」を作成しました。

事業者の皆さんにおかれましては、このハンドブックをご一読いただき、より一層のごみ減量等にご協力いただきますようお願いします。

3Rを実践しましょう！！



三芳町のマスコットキャラクター

「のぞみちゃん」

ハンドブックのもくじ

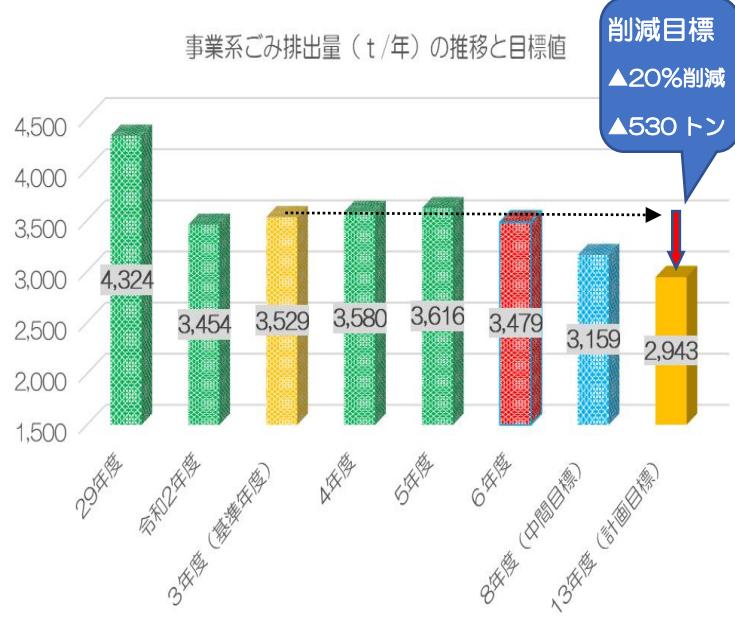
- 1 事業系ごみ排出量の推移
- 2 事業者の責務
- 3 事業系廃棄物とは
- 4 環境センターに搬入できる事業系一般廃棄物
- 5 事業系一般廃棄物の再利用できない廃棄物と資源物の分け方
- 6 事業系一般廃棄物の適正処理の方法
- 7 収集運搬許可業者との委託契約
- 8 ふじみ野市・三芳町環境センターへの直接搬入
- 9 廃棄物の減量・リサイクルへ向けての工夫
- 10 多量のごみを排出する事業者の皆さんへ

1 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみの年間排出量は、減少傾向にあります。平成28年度以降は、原則「もやすごみ」のみを受け入れていることから事業系ごみの減量化が進んでいます。

しかし、令和2年度は新型コロナウィルス感染症の影響によって外食する機会の減少や事業所等での活動が停滞、年間排出量は3,454tとなり前年度比較約6%の減少となりました。

令和5年3月に改訂した「三芳町一般廃棄物処理基本計画」では、令和3年度(3,529t)を基準年度として、計画目標年度である令和13年度までに20%削減し、2,943tにすることとしています。



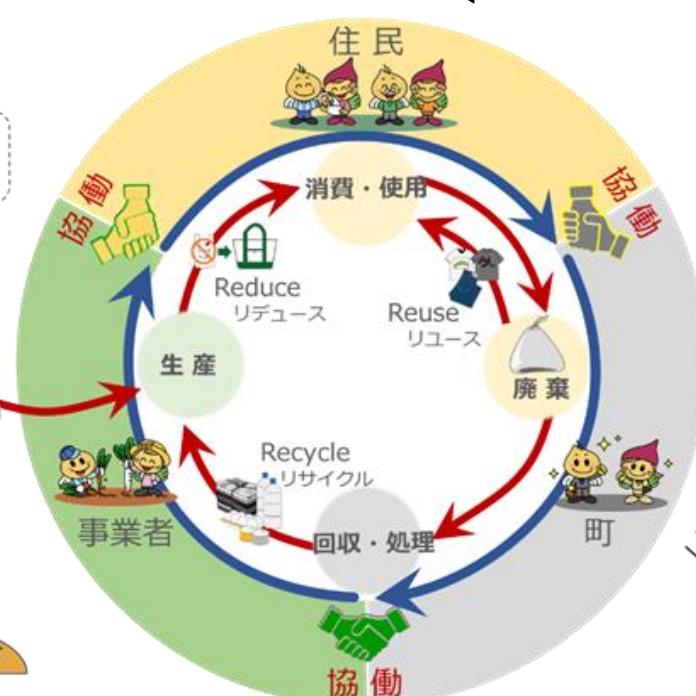
三芳町一般廃棄物処理基本計画 (令和5年3月改定)

基本理念

人も資源も 循環するまち 三芳町

人と人のつながり
資源の循環

Renewable
再生可能原料



コンポスト



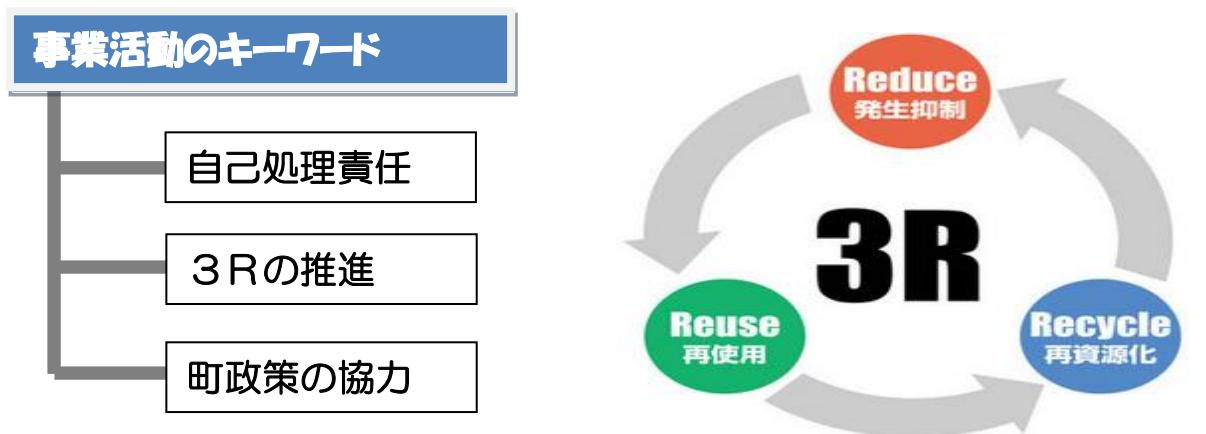
ごみ出し支援

基本理念のイメージ

2 事業者の責務

法律や条例により、事業者はすべての事業系のごみを事業者自らの責任において、適正に処理することが義務付けられています。

また、事業者は事業系ごみの発生抑制や再利用を積極的に行い、その減量に努めることや適正な処理が困難にならないような製品や容器を開発する等、事業者の責任が法律で規定されており、さらに三芳町の施策にも協力することになっています。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

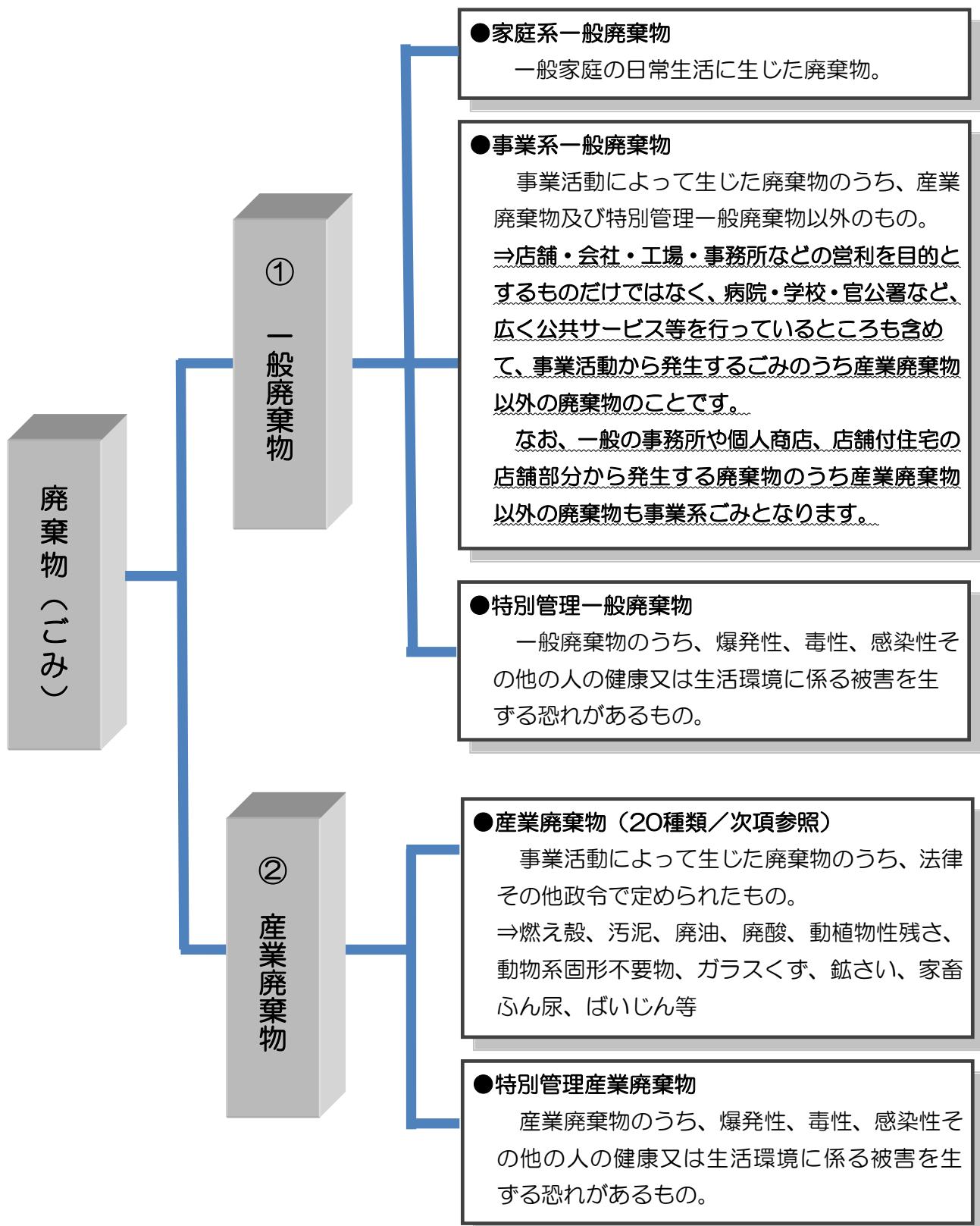
三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例第5条（事業者の責務）

事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、資源として利用することのできる物の回収を図るとともに、再利用を促進すること等により、事業系廃棄物の減量に努め、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 事業者は、事業系廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する町の施策に協力しなければならない。

3 事業系廃棄物とは

- 廃棄物処理法では、廃棄物は「①一般廃棄物」と「②産業廃棄物」に区分されます。
- 一般廃棄物は、「家庭系廃棄物」と「事業系廃棄物」に分類され、事業系一般廃棄物は、事業系廃棄物のうち産業廃棄物を除いたものをいいます。
- 廃棄物の定義及び体系は、下記のとおりです。



「産業廃棄物」は環境センターに搬入できません！

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で「産業廃棄物」に分類されるものが20種類あります。産業廃棄物は環境センターでは処理できません。産業廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託するか、産業廃棄物処理業許可業者の処理施設に搬入して処理してください。



産業廃棄物一覧表

区分	No	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	石炭、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さなど
	2	汚泥	メッキ汚泥、排水処理汚泥、ビルピット汚泥、下水汚泥など
	3	廃油	食用油、エンジンオイル、潤滑油など
	4	廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液、酸性廃液など
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃現像液、アルカリ廃液など
	6	廃プラスチック	ビニールくず、発砲スチロールくず、合成ゴムくず
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	研磨くず、切削くず、金属スクラップなど
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリート製品のくずなど
	10	鉱さい	高炉、平炉、電気炉等の残さ、スラグ、廃鉄物砂など
	11	がれき類	工作物の新築・改築等で発生したコンクリート破片、レンガの破片など
	12	ぱいじん	ぱい煙発生施設等で発生するぱいじんで集塵施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） パルプ・紙又は紙加工品の製造業、印刷業、製本業、印刷物加工業で発生した紙くず
	14	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、物流で発生した木くず、廃パレット
	15	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 繊維工業の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品・医薬品・香料製造業で原料として使用した動植物の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場の獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20		上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

4 環境センターに搬入できる事業系一般廃棄物（もやすごみ）

三芳町内の事業所から排出される一般廃棄物（もやすごみ）の処理は、ふじみ野市・三芳町環境センターで処理しています。

ふじみ野市・三芳町環境センターで受けられる4品目

(1) 紙くず

①再利用が不可能な紙（写真、アルバム、レシート、感熱紙、紙皿・紙コップ、中が銀色の紙パック、洗剤の箱など）

②汚れや油が付着した紙

※令和5年4月から「非感染性の使用済紙おむつ」の取扱いをはじめました。

（注1）汚物は取り除く。

（注2）血液等が付着しているもの及び特定の感染性疾患に係るものについては、「感染性廃棄物」になるため、受入の対象外です。



(2) 木くず

①木製品、②剪定枝、刈り草など

※太さ直径 10cm 未満、大きなものは 30cm 以内に裁断してください。

(3) 繊維くず

一般事業所から排出される使用済みの汚れた①衣類・ウエス、②軍手、③座布団など

※大きなものは 30cm 以内に裁断してください。



(4) 廚芥類（動植物性残渣）

①お茶殻、②調理くず、③食べ残しなど

※プラスチック類などが混入しないように注意してください。

【受入基準】

(1) 町内で発生したものに限ります。

(2) 固形状であり、廃棄物の形状に応じて、あらかじめ分別、切断、梱包等の必要な処理をしてください。

(3) 有害物質を含まないもので焼却処分ができるものであること。

☞小規模事業所(従業員が5人以下の事業所)に限り、畳の搬入が1日6枚まで可能です。ただし、水を含んだ畳及びスタイル畳は搬入できません。

Q 環境センターに搬入できる

ごみは何ですか？

A まず、ごみが「産業廃棄物」該当するか確認してください(P4参照)。「産業廃棄物」であれば、環境センターに搬入できません。「産業廃棄物」でなければ、そのごみは「事業系一般廃棄物」になります。そして、そのごみが上記4品目(紙くず、木くず、繊維くず、厨芥類(生ごみ))に該当するものであれば環境センターに搬入することができます。

5 事業系一般廃棄物の再利用できない廃棄物と資源の分け方

排出段階で分別を徹底することにより、ある程度のものがリサイクル可能となります。分別の品目を参考に徹底されるようお願いいたします。なお、この分別はすべての事業所にあてはまるものではありません。事業所から排出されるリサイクルが可能な古紙類は、種類ごとに分別しリサイクルしてください。リサイクル可能な古紙類・プラスチック類などは、ふじみ野市・三芳町環境センターには搬入できません。

(1)資源になるものは許可業者又はリサイクル業者に引き取ってもらいましょう。

(2)やむを得ず、ごみとして処分する場合は、

①許可業者へ処理委託するか ②処理業者へ持ち込みましょう。

【ごみと資源の例】

品 目	例《種類》	処理・搬入先	注意点等
古紙類 	紙パック OA 紙 雑誌・雑がみ 新聞紙 ダンボール	許可業者 リサイクル業者	●一般廃棄物の許可業者か古紙のリサイクル業者へ委託し、リサイクルしてください。 ●機密文書もリサイクルできる業者があります。 ●ダンボールをごみ箱として利用しないでください。
生ごみ 	食品の食べ残し、売り切れ、調理残渣等	許可業者 リサイクル業者	●排出量100トン／年以上の食品関連事業者は、食品リサイクル法により、減量・リサイクルが義務づけられています。 ●リサイクルできない場合は、一般廃棄物の許可業者に処理を委託してください。
木くず 	梱包木材 剪定枝	許可業者 リサイクル業者	●一般廃棄物の許可業者かリサイクル業者へ委託してください。 ●大きなものは30cm以内に裁断してください。7
びん・かん類 	飲食用や商品の入ったびん・かん	許可業者 リサイクル業者	●一般廃棄物の許可業者かリサイクル業者へ委託してください。 ●リサイクルできない場合は、一般廃棄物の許可業者に処理を委託してください。

売れ残った食品は ? 食品リサイクルに努めましょう !

食品関連事業者（食品の製造業・加工業・卸売業・小売業・飲食店等）は、食品リサイクル法により食品廃棄物の発生抑制、再生利用に努めなければなりません。

生ごみ / 食品の売れ残り、食べ残し、調理残さなど

「食品廃棄物再資源化業者」に引き取ってもらい有効利用に努めてください

6 事業系一般廃棄物の適正処理の方法

(1) ごみを出さない工夫 1

↓
消耗品や資材の調達に当たっては、必要性を十分検討しましょう。発注量を調整したり、寿命の長いものなどを購入することで、ごみをなるべく出さないようにしましょう。

(2) 再利用する工夫

↓
廃棄する前に修理したり、別の方で再利用できないか考えてみましょう。

(3) ごみを出さない工夫 2

↓
廃棄（焼却）がされがちな古紙類はリサイクルしましょう。

(4) ごみとして処分

①産業廃棄物

燃え殻、金属くず、廃プラスチック等「廃棄物処理法施行令」で定める廃棄物。
⇒産業廃棄物収集運搬許可業者・処分許可業者と個別に委託契約してください。

②事業系一般廃棄物

産業廃棄物にあたらないごみ
⇒事業系一般廃棄物の処理方法は次の2通りがあります。

A 収集運搬会社と委託契約を結ぶ。（『収集運搬許可業者との委託契約』参照）

排出される品目、収集量、収集回数、収集場所、収集時間などの条件により、委託料金が異なりますので、詳細は収集運搬許可業者へお問い合わせください。

※収集運搬許可業者とは…

ごみの収集運搬を行うにあたり、三芳町長が許可を与えている一般廃棄物収集運搬許可業者のことを行います。

B ふじみ野市・三芳町環境センターへ直接搬入（自己搬入）する。

3トン以上のトラックによる搬入は、ご遠慮ください。

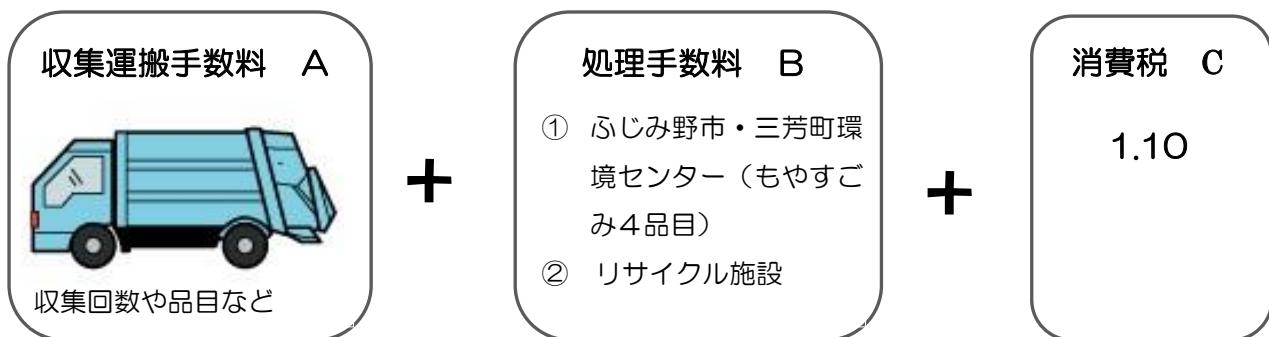
7 収集運搬許可業者との委託契約

(1) 収集運搬許可業者に相談する。

- ・ 収集運搬許可業者一覧をご覧（下記）ください。
- ・ 一週間のごみの量や種類（古紙類、生ごみ、廃プラスチック類など）を一度量ってみましょう。
- ・ ビル（モール等）に入居している事業者は、ビル管理会社にご相談ください。

(2) 収集運搬許可業者から見積りをとる。

ごみ処理料金 = A + B + C



(3) 収集運搬許可業者を決定し、収集委託に関する契約を締結する。

(4) 決められた収集日・場所に事業系一般廃棄物を出す。(ごみが散乱しないよう管理の徹底をお願いします。)

三芳町一般廃棄物収集運搬業許可業者

	業者名	住所	電話番号	収集対象・ 許可事業所
1	(有)阿部商事	三芳町大字上富 413-1	049-258-6698	全事業所
2	片山商事(株)	三芳町大字上富 1554	049-258-6741	全事業所
3	(株)協和清掃運輸	三芳町大字上富 1944-2	049-259-5452	全事業所
4	クリーンシステム(株)	さいたま市浦和区常盤 5-2-18	048-831-4615	限 定
5	(株)シマザキ	川越市大字府川 91	049-258-7305	限 定
6	(株)エムエスティーカンパニー	さいたま市大宮区三橋 2-632	048-642-0714	限 定
7	ウィズグリーン(株)	三芳町大字上富 513	049-258-6145	限 定
8	(株)ウチダ	ふじみ野市駒林 18	049-263-9777	限 定
9	(有)星野商店	ふじみ野市亀久保 1-11-3	049-269-1983	限 定
10	新埼玉環境センター(株)	嵐山町大字志賀 432-3	0493-62-8121	限 定

業者により収集運搬料金が異なります。ごみの種類、収集頻度、収集量、収集時間、資源物の取り扱い等の条件を伝え、複数社から見積りをとるなどして、適切な業者と契約を結んでください。

8 ふじみ野市・三芳町環境センターへの直接搬入(自己搬入/有料)

事業者が事業系一般廃棄物（もやすごみ）を自ら環境センターに搬入する場合、事前に「事業系一般廃棄物搬入許可」を三芳町役場環境課へ申請し、搬入許可を受けてから搬入してください。



- (1) ふじみ野市・三芳町環境センターで受入可能な品目・・紙くず、木くず、纖維くず、厨芥類の4品目十三芳町長が認めるごみ

施設名	ふじみ野市・三芳町環境センター
所在地	ふじみ野市駒林1117
電話番号	049-257-5374
搬入可能曜日・時間	月曜日から金曜日（祝日も持ち込めます。） 午前8時30分～午後4時00分 土曜日（家庭ごみのみ） 午前8時30分～12時まで
休日	日曜日、年末年始

- (2) ふじみ野市・三芳町環境センターへ直接搬入する

- (3) 廃棄物手数料を支払う

廃棄物手数料 220円/10kg

9 廃棄物の減量・リサイクルへ向けての工夫

- (1) 食品製造に伴う生ごみ

○発生を抑制する

- ①食材の管理を徹底する。
- ②水切りを行う。



○生ごみをリサイクルする

- ①生ごみ（調理くず）を堆肥化する業者と契約し、その契約業者の施設に生ごみを搬入する。搬入された生ごみは堆肥等として製品化されます。
- ②製造に伴う残渣を家畜のえさなどの飼料として利用できるシステムを検討する。
- ③業務用生ごみ処理機の導入を検討する。

(2) プラスチック類

○発生を抑制する

- ①マイカップ、マイボトルを持参する。
- ②イベント等でリユース食器を利用する。

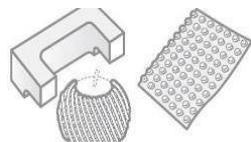
○プラスチック類をリサイクルする

プラスチックの分別ボックスを設置する

ペットボトル



発泡スチロール



プラスチック類



(3) 古紙類

○発生を抑制する

- ①コピー用紙は両面使用を
複数ページのコピーは両面にして紙の使用量を減らしましょう。
- ②不用になった紙の再使用
裏紙をメモ帳の代わりにしたり、封筒を再使用しましょう。
再使用後は、OA紙やオフィススペーパーとしてリサイクルしましょう。

○古紙類をリサイクルする

古紙類の分別ボックスを設置する

・OA用紙



・雑誌（カタログ・パンフレット）



・オフィススペーパー

（メモ用紙・紙袋・封筒・シュレッダーなど）



・新聞紙



・ダンボール



10 多量のごみを排出する事業者の皆さんへ

町では、事業系一般廃棄物の排出量が特に多い事業者に対して、次のとおり、ごみの減量化、再資源化への重点的な取り組みを進めることにより、ごみの減量化と、ふじみ野市・三芳町環境センターにおけるごみ処理の負担軽減を図ることとしています。

事業者のみなさんのご理解とご協力を願いします。

(1) 「多量排出事業者」の対象となる事業者

多量排出事業者の対象事業者は、前年度におけるごみの排出量が

1月あたり平均2,000キログラム以上の事業者のみなさんです。

※ 対象となるのは「事業所」単位ではなく、「事業者」単位（法人等）となりますので、排出量も「事業者」単位で把握します。

(2) 多量排出事業者に取り組んでいただくこと

対象となる事業者の方には、次のことに取り組んでいただきます。

① 「事業系一般廃棄物の再利用に関する 計画書」の作成

事業者は、前年度中の廃棄物の発生量、処理区分ごとの処理量を詳細に把握し、把握したデータを基にして、計画年度における再利用化計画を作成します。

また、対象となる事業者は、この減量化計画に基づき、「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」を毎年6月末日までに、町に提出します。

1 三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成25年4月1日施行）から抜粋

（多量排出事業者に対する指示）

第10条 町長は、規則に定める多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者及び占有者（以下「事業者等」という。）に対し、当該事業系一般廃棄物の再利用に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成25年4月1日施行）から抜粋

（多量排出事業者）

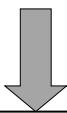
第3条 条例第10条に規定する規則で定める多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者及び占有者は、ふじみ野市・三芳町環境センター（以下「環境センター」という。）に1日につき100キログラム以上の事業系一般廃棄物を搬入する事業者又は占有者（以下「多量排出事業者」という。）をいう。

- 2 前項に規定する多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の再利用に関する計画書（様式第1号。以下「再利用計画書」という。）を毎年6月末日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により提出した再利用計画書の内容に変更が生じた多量排出事業者は、速やかに再度の再利用計画書を町長に提出しなければならない。

計画を作成し、運用する流れの一例は、次項のとおりです。

計画書の作成と運用の流れの一例

- ① 現状の把握・・・ごみ減量・リサイクルの第一歩は、今の状況を把握することからです。まず、ごみ処理の現状を知り、ごみの減量目標をたてましょう。



様式第1号(第3条関係)

記入例

事業系一般廃棄物の再利用に関する計画書

年 月 日

(あて先) 三芳町長

住所(所在地) 三芳町大字藤久保 1100-1
氏名(名称) 三芳製菓株
代表者氏名 三芳 太郎
電話番号 258-0000

下記のとおり、三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例第10条及び同条例施行規則第3条第2項の規定により事業系一般廃棄物の再利用に関する計画を定めたので提出します。

記

1 事業所概要

事業所区分	パンの製造(小売)
事業所の業務内容	パン・菓子類の製造 及び 直売
廃棄物の種類	紙くず・生ごみ

2 廃棄物の排出量、処理量及び再利用量 (月当たり)

(単位:キログラム)

年度/区分	排出量	処理量	再利用量
今年度(ア)	1500	1300	200
前年度(イ)	2500	2000	500
差し引き(アーアイ)	△1000	△700	△300

3 再利用に関する取り組み

前年度実績に関する自己評価	・梱包用ダンボールを資源物回収業者に売却し、処理量の削減を図った。 ・廃棄物減量化資料を作成し、社員の意識向上を図った。	
再利用の方法	今年度	・生ごみ処理機の導入を検討する。
	前年度	・古紙類を回収業者へ売却する。 ・チラシ裏面を、事務用メモ用紙として使用する。

事業者として把握しましょう・・・

ごみの量、種類は？ ごみはどこから出て、
どのような流れで処理されているのか？
収集運搬業者に渡されたごみは、どこでど
のように処分されているのか？

ごみの少ないまち
づくりに ご協力く
ださい！



三芳町のマスコットキャラクター

「みらいくん」

② 計画書の作成

↓ 把握した現状から、改善点をあげ、どのように分別するか、減量化に取り組むた
めの方法や役割分担などをきめ、年間の目標

数値を定めた計画を立てます。ごみ量の多いものから減らすことで減量化の効果
が大きくなります。

③ 従業員への周知

↓ 分別や減量化で最も大切なのは、事業所全員が分別・減量化の方法を知り、一人
ひとりが意識して取り組むことです。啓発の機会を設け、周知徹底を図りましょう。

④ 分別・減量化スタート

↓ 事業所全体で協力して、ごみの減量とリサイクルに
取り組みましょう。



⑤ 経過のチェック

↓ 計画どおりに進んでいるかどうかなどを定期的にチェックしながら取組みを進
めます。

⑥ 実績のまとめと次期計画の立案

取り組んできた中で、改善すべき点や継続すべき点等を再度洗い出し、それら
を反映させた計画を作成します。

また、活動の成果を公表することで、関係者の注意を喚起することができます。

三芳町 事業系一般廃棄物ハンドブック

作 成 三芳町役場 環境課環境対策担当

入間郡三芳町大字藤久保 1100-1

TEL 049-258-0019

FAX 049-274-1013

E-mail kankyo@town.saitama-miyoshi.lg.jp